

宮 城 県 公 報

令和 7 年 11 月 21 日（金）
定期第 651 号

目 次

告示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農村振興課）
- 保安林の指定の解除（森林整備課）
- 保安林の指定の解除の予定（同）

公安委員会

- 行政手続のオンライン化の拡大に伴う関係規則の整理に関する規則（警察本部警務課）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（警察本部生活安全企画課）
- 宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（警察本部警務課）

宮城県告示第664号

県営船越地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年11月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年11月21日から令和7年12月22日まで
- 3 縦覧場所
大崎市役所及び鹿島台総合支所

宮城県告示第665号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和 7 年 11 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除に係る保安林の所在場所

石巻市鮎川浜清崎山 6 番 2 （次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第666号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 11 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 解除予定保安林の所在場所
栗原市一迫字長崎西沢 16 の 109・16 の 110（以上 2 筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

宮城県公安委員会規則第14号

行政手続のオンライン化の拡大に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

行政手続のオンライン化の拡大に伴う関係規則の整理に関する規則

(宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部改正)

第1条 宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規則は」の次に「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか」を加え、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）」を「情報通信技術活用条例」に改め、「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、情報通信技術活用条例その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか」を削る。

第2条第1項中「特別の定めのある場合を除くほか」を「次項に定めるもののほか」に改め、「情報通信技術活用法」の次に「及び情報通信技術活用条例」を加え、同条第2項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

第2条第2項第3号中「（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等及び情報通信技術活用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）」を削り、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に、「公安委員会等」を「公安委員会又は警察本部長」に改め、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第2条第2項に次の2号を加える。

(4) 申請等 情報通信技術活用法第3条第8号及び情報通信技術活用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。

(5) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術活用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

第3条中「（情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等及び情報通信技術活用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）」及び「、公安委員会等が別に定めるところにより」を削る。

第4条第2項中「入力し、又は送信」を「入力」に改め、同項第2号中「書面等」の次に「又は電磁的記録」を、「記載」の次に「若しくは記録」を加え、同項第3号を削り、同条第3項中「入力し、又は送信」を「入力」に、「公安委員会等」を「公安委員会又は警察本部長」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「入力され、又は送信」を「入力」に改め、同項を同条第4項とし、同条6項から第9項までを削り、同条第10項を同条第7項とし、同条第11項中「光学式読取装置」を「デジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置」に、「入力し、又は送信」を「入力」に改め、「及び当該記録をした日時」を削り、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第1項の申請等を行う者は、第2項第2号に掲げる事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。
- 6 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が、第2項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第6条中「情報通信技術活用法第6条第6項」の次に「及び情報通信技術活用条例第6条第6項」を加え、「及び情報通信技術活用条例第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合」を削り、同条第2号中「あるものが」を削り、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項の規定による入力が困難である場合

第6条を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、公安委員会等は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長が定める処分通知等については、この限りでない。

第11条第1項中「公安委員会等」を「公安委員会若しくは警察本部長」に改め、同条第2項中「電子署名」の次に「又は公安委員会若しくは警察本部長が別に定めるもの」を加え、第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第14条 情報通信技術活用条例第10条に規定する書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、公安委員会又は警察本部長が別に定めるものとする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書及び情報通信技術活用条例第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項及び情報通信技術活用条例第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会等が認める場合

(宮城県道路交通規則の一部改正)

第2条 宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第9項中「廃棄」の次に「（第6項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「前項」を「第5項」に改め、「駐車している間、」の次に「当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面、その他のものに表示したもの）を」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲出を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

様式第14号を次のように改める。

番 号	※
-----	---

安全運転管理者に関する届出書
 年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

① 届出者の氏名又は法人の
 名称及び代表者の氏名
 〒
 住 所
 （電話 ）

安全運転管理者を選任、解任
 届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更 } したので
 お届けします。

② 選任年月日	年 月 日	⑨	使	名 称	(ふりがな)		
③ 安全運転管理者氏名	(ふりがな)		用 の 本 拠	位 置	業種別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()		
④ 資 格	生 年 月 日	年 月 日 (歳)					
要 件	運 転 の 管 理 経 験					3	
	1 2年以上	2 公安委員会の教習修了者で1年以上				公安委員会の認定	
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()		使用の本拠における自動車台数・運転者数	⑩ 乗 用 貨 物	大 小 大 普 型 型 型 通 特 特 輪 輪 殊 殊 輪 輪 計		
⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免 許 の 種 類						
	免 許 年 月 日	・ ・				・ ・	・ ・
	免許証等番号						
⑦ 安全運転管理者の勤務の態様	勤 務	日勤 隔日 その他 ()	⑪ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 中 準 普 大 大 普 小 型 型 型 通 型 型 型 通 特 自 自 特 計		
	副 安 全 運 転 管理者の有無	あり (名) なし				一 二 一 二 中 一 二 一 二 二 二 特 種 種 種 種 型 種 種 種 種 二 二 特 計	
⑧ (運転管理に関する経歴) 安 全 歴 運 転 管 理 者 の	勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務内容			
	自 . .						
	至 . .						
	自 . .						
	至 . .						
	至 . .						
備 考					⑫ 前 管 理 者 運 転 解 任 年 月 日 氏 名 解 任 事 由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ()		

備考

- 本書のほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - 住民票の写し、マイナンバーカード（表面）の写し、運転免許証（両面）の写し、運転経歴証明書（の写しのうちいずれか1通）
 - 運転記録証明書（発行から1か月以内のもので、過去3年以上の記録のもの）
- ※印欄は、記入しないこと。
- 記入項目欄は必要事項を記入し、選択記入欄は該当するものを○で囲むこと。
- 安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることとする。

様式第15号を次のように改める。

年 月 日

① 届出者の氏名又は法人の

副安全運転管理者を選任、解任
届出記載事項①・③・⑤・⑨を変更 } したので
お届けします。

名称及び代表者の氏名

$$\equiv$$

住所

(電話)

② 選任年月日		年 月 日				⑨ 使用の本拠の事業種別	名 称		(ふりがな)											
③ 副安全運転管理者氏名		(ふりがな)					位 置													
④ 資格要件	生年月日		(年 月 日 (歳))		(年 齢)		安全運転管理者の氏名													
	1 運転の管理 経験1年以上		2 運転の経験 期間3年以上		3 公安委員 会の認定		業種別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()											
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()				使用の本拠における自動車台数・運転者数	⑩ 自動車台数	乗 用 貨 物		大	小	大	普	計						
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類							大	中	準	普	大	中		準	普	大	小	大	普
	免許年月日		・ ・	・ ・	・ ・			型	型	型	通	型	型		型	通	特	特	輪	輪
	免許証等番号																			
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様		勤 務		日勤 隔日 その他 ()		⑪ 運転者数	免許種別	大	中	準	普	大	大	普	小	計				
他副安全運転管理者の有無		あり () 名		なし	一			二	一	二	中	一	二	一	二		大	自	自	特
					種			種	種	種	型	種	種	種	種		二	二	二	
⑧ 副安全運転管理者の略歴 (運転管理に関する経歴)	勤務期間		勤務所名		職務上の地位		業務内容		⑫ 前副安全運転管理者の解任事由	解任年月日		年 月 日								
	自 至									氏 名										
	自 至									解 任		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ()								
	自 至																			
	自 至																			
	自 至																			

備考

- 1 本書のほか、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 住民票の写し、マイナンバーカード（表面）の写し、運転免許証（両面）の写し、運転経歴証明書（両面）の写しのうちいずれか1通
 - (2) 運転記録証明書（発行から1か月以内のもので、過去3年以上の記録のもの）
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 記入項目欄は必要事項を記入し、選択記入欄は該当するものを○で囲むこと。
- 4 副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることとする。

取消 (返納) した 免許 証の 内容	住 所				
	免許証番号		免許情報記録番号		
	交付年月日・照会番号		記録年月日・照会番号		

又は現 有免許証等の 内容 取 消 返 納 し た 免 許 証	住 所				記載事項 の変更	有・無
	免許証番号		免許情報記録番号			
	交付年月日・照会番号		記録年月日・照会番号			

- 2 この規則による改正後の宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。
- 3 この規則による改正前の宮城県道路交通規則に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

宮城県公安委員会規則第15号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とする。

第11条中「別記様式第23号」を「別記様式第25号」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「第4条並びに第9条第1項」を「第5条並びに第10条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第9号」に、「別記様式第20号」を「別記様式第22号」に改め、同条第2項中「別記様式第21号」を「別記様式第23号」に改め、同条第4項中「別記様式第22号」を「別記様式第24号」に改め、同条第5項中「別記様式第8号」を「別記様式第10号」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「別記様式第19号」を「別記様式第21号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「別記様式第17号」を「別記様式第19号」に改め、同条第2項中「別記様式第18号」を「別記様式第20号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「別記様式第13号」を「別記様式第15号」とし、同条第2項中「別記様式第14号」を「別記様式第16号」とし、同条第3項中「別記様式第15号」を「別記様式第17号」とし、同条第4項中「別記様式第16号」を「別記様式第18号」とし、同条を第7条とする。

第5条第1項中「別記様式第9号」を「別記様式第11号」に、「別記様式第10号」を「別記様式第12号」に改め、同条第2項中「別記様式第11号」を「別記様式第13号」に、「別記様式第12号」を「別記様式第14号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第9号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第10号」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第5号」に、「別記様式第4号」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項中「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に、「別記様式第6号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第3号」に改め、同条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第4号」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（聴聞決定予定日の通知）

第2条 施行規則第6条の4第2項の通知書は、聴聞決定予定日通知書（別記様式第1号）のとおりとする。

2 施行規則第74条の3の通知書は、聴聞決定予定日通知書（別記様式第2号）のとおりとする。

別記様式第23号中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を別記様式第25号とする。

別記様式第22号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記様式第24号とする。

別記様式第21号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記様式第23号とする。

別記様式第20号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記様式第22号とする。

別記様式第19号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記様式第21号とする。

別記様式第18号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第20号とする。
別記様式第17号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記様式第19号とする。
別記様式第16号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第18号とする。
別記様式第15号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第17号とする。
別記様式第14号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第16号とする。
別記様式第13号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第15号とする。
別記様式第12号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記様式第14号とする。
別記様式第11号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記様式第13号とする。
別記様式第10号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記様式第12号とする。
別記様式第9号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記様式第11号とする。
別記様式第8号中「第4条、第9条関係」を「第5条、第10条関係」に改め、同様式を別記様式第10号とする。
別記様式第7号中「第4条、第9条関係」を「第5条、第10条関係」に改め、同様式を別記様式第9号とする。
別記様式第6号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記様式第8号とする。
別記様式第5号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記様式第7号とする。
別記様式第4号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記様式第6号とする。
別記様式第3号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記様式第5号とする。
別記様式第2号中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を別記様式第4号とする。
別記様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を別記様式第3号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

附 則

この規則は、令和7年11月28日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号	
聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書	
年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。	
年 月 日	
住所	
殿	
宮城県公安委員会 印	
営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日
備考 法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。） 、当該返納の日から起算して5年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号（第2条関係）

第 号	
聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書	
年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を以下のとおり通知する。	
年 月 日	
住所	
	殿
宮城県公安委員会 印	
営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日
備考 法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。）、当該返納の日から起算して5年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宮城県公安委員会告示第95号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定に基づき、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、令和7年12月15日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（令和7年宮城県公安委員会告示第27号）は廃止する。

令和7年11月21日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

- 1 規則第4条第1項第2号に規定する別に定める申請等は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。
- 2 規則第4条第3項ただし書に規定する申請等は、次の各号に掲げる申請等とする。
 - (1) 別表第1の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等であって、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置を執るもの
 - (2) 別表第2の左欄に掲げる法令等に応じ、同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等
- 3 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにしなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号に規定する別に定める処分通知等は、別表第3の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。
- 5 規則第9条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。
- 6 規則第13条第1項の公安委員会が定めるものは、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、次の各号に掲げるいずれかの措置を執るものとする。
 - (1) 規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力する措置
 - (2) あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を入力する措置

別表第 1

法 令 等	規 定
行政手続法 (平成 5 年法律第88号)	第21条第 1 項 第29条第 2 項 第35条第 3 項 第36条の 2 第 2 項 第36条の 3 第 2 項
行政不服審査法 (平成26年法律第68号)	第13条第 1 項 第15条第 3 項 第19条第 1 項 第22条第 4 項 第25条第 2 項及び第 3 項 第27条第 1 項 第30条第 1 項及び第 2 項 第31条第 1 項 第32条第 1 項 第33条 第34条 第35条第 1 項 第36条 第38条第 1 項 第82条第 2 項 第83条第 1 項 第84条
行政不服審査法施行令 (平成27年政令第391号)	第 3 条第 1 項及び第 2 項
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成 6 年国家公安委員会規則第26号)	第 4 条第 1 項及び第 2 項 第 5 条第 1 項 第 6 条第 1 項 第 7 条第 2 項 第 9 条第 2 項 第10条第 1 項 第14条 第19条第 1 項 第24条第 1 項及び第 2 項
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令 (昭和27年政令第429号)	第10条の 3 第 1 項及び第 2 項

警察法 (昭和29年法律第162号)	第79条第1項
苦情の申出の手続に関する規則 (平成13年国家公安委員会規則第11号)	第2条第1項
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成20年法律第80号)	第6条第1項 第8条
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 (平成28年法律第73号)	第9条 第13条
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和55年法律第36号)	第10条 第13条 第23条第1項
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則 (昭和55年国家公安委員会規則第6号)	第19条
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 (平成14年国家公安委員会規則第1号)	第3条第1項、第2項及び第4項 第8条第1項から第3項まで 第10条第1項及び第2項
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号)	第4条第1項 第7条第2項 第10条 第12条第2項 第13条
警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号)	第9条第1項 第10条 第12条第1項及び第2項 第14条第1項
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第5条第1項 第7条第1項 第9条 第10条第1項 第11条第1項及び第3項 第12条第1項及び第2項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項 第22条第5項及び第6項

	第23条第5項 第40条 第41条 第42条第3項
警備業法施行規則 （昭和58年総理府令第1号）	第21条 第42条第1項 第63条第1項
古物営業法 （昭和24年法律第108号）	第5条第1項及び第4項 第7条第1項及び第2項 第8条第1項 第10条第1項及び第3項 第10条の2第1項及び第2項 第14条第1項 第18条第2項
古物営業法施行規則 （平成7年国家公安委員会規則第10号）	第6条 第19条の4 第19条の9第2項 第19条の11第1項 第19条の13第1項第1号及び第3号 第22条第1項 第25条第1項、第4項及び第5項 第26条第1項及び第2項 第28条第1項
質屋営業法 （昭和25年法律第158号）	第2条第1項 第4条第1項及び第2項 第4条第3項 第8条第4項 第9条第1項 第14条第2項 第28条第3項第1号及び同条第5項
質屋営業法施行規則 （昭和25年総理府令第25号）	第7条第3項 第9条
探偵業の業務の適正化に関する法律 （平成18年法律第60号）	第4条第1項及び第2項
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 （平成15年法律第83号）	第7条第1項及び第2項

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第19号)	第3条第1項及び第2項 第4条第1項 第5条第1項 第6条第1項 第8条第1項 第9条第1項 第13条 第18条第1項 第21条第1項
ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則 (平成12年国家公安委員会規則第18号)	第6条
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (平成7年法律第65号)	第17条第1項
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 (平成7年政令第192号)	第3条の2 第3条の3 第3条の4
火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)	第17条第1項、第7項及び第8項 第19条第1項及び第4項 第24条第1項及び第3項 第25条第1項
火薬類取締法施行令 (昭和25年政令第323号)	第2条 第3条
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)	第59条第5項、第9項及び第10項 第62条の3
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年政令第324号)	第50条
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	第56条の27第1項
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 (平成10年政令第420号)	第21条 第22条 第23条

指定射撃場の指定に関する内閣府令 (昭和37年総理府令第46号)	第13条
銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)	第3条の2第2項 第3条第1項から第3項まで 第4条の2第1項 第4条の3第1項 第5条の3第3項 第5条の4第3項 第7条の3第1項 第7条第2項 第8条第3項 第9条第3項 第9条の2第1項 第9条の3第1項 第9条の4第1項及び第2項 第9条の5第2項 第9条の6第2項 第9条の9第1項及び第2項 第9条の10第2項 第9条の13第1項及び第3項 第9条の16第1項 第10条の8第1項及び第4項 第21条の3第1項第4号 第22条の2第1項 第22条の3第2項 第23条 第25条第5項 第29条第1項
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 (昭和33年政令第33号)	第31条第2項
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和33年総理府令第16号)	第4条第2項及び第4項 第5条第3項 第6条第3項 第12条第2項 第20条 第26条 第36条 第39条第1項 第40条 第46条第1項及び第2項 第54条

	第80条 第90条第2項 第97条 第100条第2項及び第4項 第102条第3項及び第5項 第103条第2項 第106条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （昭和23年法律第122号）	第5条第1項及び第4項 第7条第1項及び第5項 第7条の2第1項及び第3項 第7条の3第1項及び第3項 第9条第1項 第9条第3項第1号及び第2号、同条第4項並びに第5項 第10条第1項 第10条の2第2項、第5項及び第7項 第20条第2項、第4項及び第10項 第24条第6項 第27条第1項及び第2項 第31条第2項及び第3項 第31条の2第1項及び第2項 第31条の5第3項 第31条の7第1項及び第2項 第31条の12第1項及び第2項 第31条の16第2項及び第3項 第31条の17第1項及び第2項 第31条の23 第33条第1項及び第2項 第38条の2第3項 第44条第1項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 （昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第40条第2項 第45条 第55条第2項 第61条第2項 第66条第2項 第72条第2項
風俗環境浄化協会等に関する規則 （昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項 第3条第1項 第5条第1項及び第2項
放射性同位元素等の規制に関する法律 （昭和32年法律第167号）	第18条第5項 第31条の2

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号)	第7条の2第2項、第4項及び第5項
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費 に関する内閣府令 (昭和41年総理府令第46号)	第8条 第9条第4項 第11条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項 第19条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)	第5条第1項 第8条第1項 第9条第1項及び第2項
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第15条の3第1項 第45条の2第2項及び第3項 第74条の3第5項 第74条の3第9項 第75条第10項 第75条の12第2項 第75条の16第1項、第3項及び第4項 第78条第1項、第2項、第4項及び第5項 第89条第1項 第91条の2第1項 第94条第1項及び第2項 第98条第2項 第99条第1項 第100条の2第5項 第101条第1項 第101条の2第1項 第101条の2の2第1項 第101条の6第1項 第104条第2項 第104条の2の2第6項 第104条の4第1項及び第5項 第107条の5第4項 第107条の7第2項 第108条の2第1項第9号 第108条の4第2項 第108条の30第3項 第108条の32の2第1項及び同項第3号 第108条の32の3第1項第3号イ

道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号)	第37条の7第1号 第52条第2項及び第5項
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第6条の3の5 第8条第1項 第8条の5第1項 第9条の19第2項 第18条の2の3第2項 第18条の5 第22条第3項 第26条の3第2項 第26条の4第3号 第26条の5第6項 第28条の2 第29条の2の3第3号 第29条の2の5第1項第4号及び同条第4項 第29条の2の6第4項 第30条の10第1項 第30条の11第1項 第31条の5第3項 第36条 第38条第2項第1号 第38条の4第3項 第38条の4の2第3項 第38条の4の2の2第3項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第3条第2項、第5項及び第6項 第7条第3項、第7項及び第8項 第16条
確認事務の委託の手續等に関する規則 (平成16年国家公安委員会規則第23号)	第2条第1項及び第3項 第7条第1項 第9条第2項 第10条第2項及び第5項 第11条第1項 第13条第1項及び第2項
災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)	第33条第1項及び第2項
災害対策基本法施行規則 (昭和37年総理府令第52号)	第6条の3第1項 第6条の4第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第5条

(昭和37年法律第145号)	第7条第1項 第13条第3項及び第4項
大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和53年政令第385号)	第12条第1項及び第2項
大規模地震対策特別措置法施行規則 (昭和54年総理府令第38号)	第6条の3第1項 第6条の4第1項
運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号)	第4条第2項第4号 第7条第1項及び第3項
運転免許取得者等検査の認定に関する規則 (令和4年国家公安委員会規則第8号)	第4条第1項第4号 第4条第2項第4号 第8条第1項及び第3項
技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号)	第3条第1項 第5条第2項 第7条第2項 第8条第1項及び第2項 第11条第1項 第13条第2項 第15条第2項 第16条第1項
指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第1号)	第4条第1項及び第3項 第11条 第13条 第14条
大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習 の課程の指定に関する規則 (令和4年国家公安委員会規則第4号)	第2条第1項 第4条第1項
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明 の機会の付与に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第27号)	第5条第1項及び第2項 第6条第1項 第8条第1項 第17条第2項
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関 する規則 (平成6年国家公安委員会規則第1号)	第2条第1項 第4条
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機	第10条第3項

等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)	
不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号)	第9条第1項
遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第6号)	第26条 第28条第2項及び第3項(第1号イ及び第2号イを除く。) 第31条第1項 第32条 第33条第1項 第41条

別表第2

法 令 等	規 定
情報公開条例 (平成11年宮城県条例第10号)	第5条第1項

別表第3

法 令 等	規 定
行政手続法 (平成5年法律第88号)	第21条第1項 第29条第2項 第35条第3項 第36条の2第2項 第36条の3第2項
行政不服審査法 (平成26年法律第68号)	第13条第1項 第15条第3項 第19条第1項 第22条第4項 第25条第2項及び第3項 第27条第1項 第31条第1項 第32条第1項 第33条 第34条 第35条第1項 第36条 第38条第1項 第82条第2項 第83条第1項 第84条
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第26号)	第5条第1項 第6条第1項 第7条第2項 第9条第2項 第10条第1項 第19条第1項 第24条第2項
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令 (昭和27年政令第429号)	第10条の3第1項及び第2項
警察法 (昭和29年法律第162号)	第79条第1項
苦情の申出の手続に関する規則 (平成13年国家公安委員会規則第11号)	第2条第1項

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成20年法律第80号)	第6条第1項
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 (平成28年法律第73号)	第9条
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和55年法律第36号)	第10条 第23条第1項
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 (平成14年国家公安委員会規則第1号)	第3条第2項 第10条第1項及び第2項
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号)	第10条
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第5条第1項 第7条第1項
ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第19号)	第4条第1項 第5条第1項 第6条第1項 第8条第1項 第21条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)	第5条第1項 第8条第1項 第9条第1項及び第2項
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第15条の3第1項 第74条の3第9項 第78条第1項、第4項及び第5項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第7条第3項、第7項及び第8項
確認事務の委託の手続等に関する規則 (平成16年国家公安委員会規則第23号)	第2条第1項及び第3項 第7条第1項 第10条第2項
運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号)	第4条第2項第4号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則 (令和4年国家公安委員会規則第8号)	第4条第1項第4号 第4条第2項第4号
道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明 の機会の付与に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第27号)	第6条第1項 第8条第1項 第17条第2項
自動車の保管場所の確保等に関する法律 (昭和37年法律第145号)	第4条第1項(同項ただし書の規定による申請 に限る。)